



第3章 部門別方針



第3章 部門別方針

1 土地利用の方針

(1) 基本的考え方

市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形で、平地が少ない本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しつつ、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

また、地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。

1) 秩序ある快適な市街地の形成を目指します

豊かな自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。

このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保ち、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状維持を基本としつつ、今後の土地利用などの動向や将来見通しを勘案し、適切に見直しの検討を進めます。

2) 地域の特性を生かします

住居系・商業系・工業系などの土地利用は適切な配置に努め、中心部のにぎわいや郊外部の落ち着きなど地区ごとに個性ある都市形成を誘導します。

また、社会経済情勢の変化や新たなまちづくりの課題に的確に対応するため、適切に用途地域等の見直しの検討を進めるとともに、目的に応じた地区計画制度などを活用しながら、自然・歴史・景観など地区の特性を生かした都市空間の創出を図ります。

3) 高度利用や低・未利用地の有効活用を進めます

既成市街地は、土地利用などの状況と将来の見通しを勘案しつつ、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進めるとともに、土地の高度利用や空き家等の低・未利用地³⁶の有効活用を促進します。

さらに、公共施設の跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。

特に JR 小樽駅周辺を中心市街地は、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用と都市機能の更新を図り、周辺地域とのバランスに配慮しつつまちなか居住を促進するとともに、本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。

³⁶ 低・未利用地：適正な利用が図られるべき土地が長期間利用されていない「未利用地」と、周辺に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称



(2) 土地利用の方針

土地利用を住居系、商業系、工業系に区分し、これらの土地利用を各ゾーンで構成します。

1) 良好な住環境を創出する住居系土地利用

① 低層住宅ゾーン

周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地を形成する地区を低層住宅ゾーンとして、幸、望洋台、桂岡、桜、赤岩、オタモイ、最上などに位置付けます。

- 今後とも地区計画制度などの活用により、周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出を図ります。
- 良好な住環境に配慮しつつ、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に柔軟に対応した土地利用を図ります。

② 中高層住宅ゾーン

中高層の住宅や店舗などが適度に混在した中密度の住宅地を形成する地区を中高層住宅ゾーンとして、桜、祝津、オタモイ、JR 小樽築港駅周辺地区、緑、入船、銭函などに位置付けます。

- 低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。

③ 一般住宅ゾーン

住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在した住宅地を形成する地区を一般住宅ゾーンとして、中心市街地の周辺や塩谷、長橋、銭函、新光、桜、星野、高島などの幹線道路の周辺等に位置付けます。

- 住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。

2) にぎわいを生み出す商業系土地利用

① 中心商業ゾーン

都市活動の拠点として都市機能が集積し、本市経済の中心となる商業地を形成する地区を中心商業ゾーンとして、稲穂、色内、花園などに位置付けます。

- 商業、業務、交通結節機能を高めるため、市街地再開発などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図ります。
- 本市特有の歴史・文化・街並み景観など地区の特性を生かした商業の振興や、多様な都市機能の誘導に努め、更なるにぎわいの創出を図ります。
- 利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなか居住を促進します。

② 住商複合ゾーン

中心商業ゾーン周辺の商業地と周辺住宅地の生活サービスを担う商業地を形成する地区に住商複合ゾーンとして、入船、錦町、新光、花園、稲穂、奥沢、緑などに位置付けます。

- 身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図ります。
- 利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、地区内やその周辺への居住を促進します。



③ 沿道サービスゾーン

幹線道路の沿線は、商業施設などの立地に対応する沿道サービスゾーンとして、銭函、新光、奥沢、天神、長橋、塩谷、蘭島などに位置付けます。

- 交通状況や市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。

④ 観光・レクリエーション交流ゾーン

自然景観や親水空間、温泉などの地域の特性を生かし、魅力ある空間を形成する地区を観光・レクリエーション交流ゾーンとして JR 小樽築港駅周辺地区、朝里川温泉地区、第 3 号ふ頭及び周辺地区に位置付けます。

- JR 小樽築港駅周辺地区は、親水空間と調和した交流・生活サービス機能などが充実した魅力ある空間の維持・創出を図ります。
- 朝里川温泉地区は、自然と調和した温泉やスポーツ施設など、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点として、機能の向上に努めます。
- 小樽港第 3 号ふ頭及び周辺地区は、国際旅客船ふ頭を核とし、観光・商業施設と一体となった、にぎわいある交流空間の創出を目指します。

⑤ 観光・歴史交流ゾーン

歴史的建造物や文化財などと商業機能が調和した魅力ある空間を形成する地区を観光・歴史交流ゾーンとして小樽運河・堺町本通地区などに位置付けます。

- 小樽運河・堺町本通地区などは、歴史的建造物や文化財と調和した商業・流通業務地として、更なるにぎわいの創出のため、個性的で魅力ある空間の形成を図り、観光客の回遊性を高めます。

3) 生産や物流を支える工業系土地利用

① 工業流通ゾーン

道央圏における立地特性や港湾機能を生かし、既存技術の集積や新たな産業の立地を促進する地区を工業流通ゾーンとして、銭函工業団地、小樽港臨港地区、石狩湾新港地区に位置付けます。

- 銭函工業団地は、北海道職業能力開発大学校など近隣の教育・研究機関との連携を図りつつ、都市型工業³⁷の集積や新たな産業の立地にも対応します。
- 小樽港臨港地区においては、港湾機能を生かし、効率的な工業・流通活動を支える土地利用を図ります。
- 石狩湾新港背後地区は、今後の工業・流通の発展動向や社会経済情勢の変化を考慮した適正な配置を基本とし、複合的な土地利用を図ります。
- 周辺環境を考慮した工業を誘導するため、特別用途地区³⁸等を活用します。

② 住工共生ゾーン

都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区を住工共生ゾーンとして、奥沢、天神、銭函、塩谷、新光、祝津、オタモイなどに位置付けます。

- 都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。

³⁷ 都市型工業：本マスタープランにおける都市型工業は、都市近郊の危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工業

³⁸ 特別用途地区：用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区

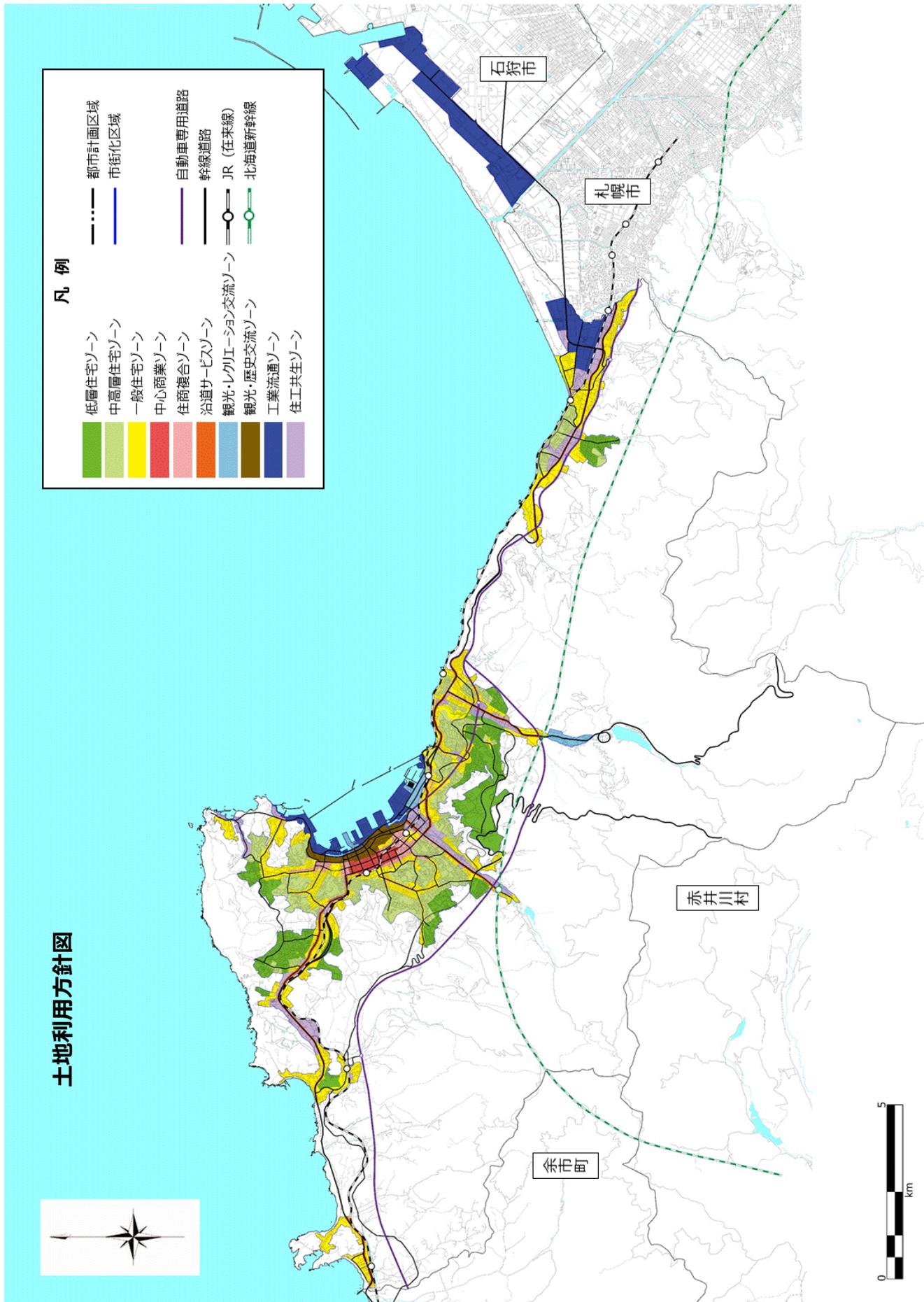
4) 市街地において配慮すべき土地利用

- 良好な空き家や低・未利用地については、周辺住環境に配慮した有効活用を促進し、市街地環境の維持・改善を図ります。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区は、本市の新たな玄関口にふさわしい土地利用に向けた規制・誘導方策を検討します。
- 地区の特性に応じた良好な都市環境の維持・改善を図るため、地区計画を有効に活用していきます。
- 小中学校などの公共施設の跡地については、地域の特性や周辺住環境との調和に十分配慮しつつ、民間による利活用も含め地域の発展や本市のまちづくりに資する土地利用を検討します。





図 3-1 土地利用方針図



2 交通の方針

(1) 基本的考え方

交通は、日常生活や経済活動と密接な関係にあり、生活する上で欠くことのできない都市基盤です。

現状を見ると、自然環境への配慮、地域特性や人口減少、少子高齢化などへの対応、長期未整備の都市計画道路など様々な課題を抱えています。

これらの多様な課題に適切に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、地域経済と暮らしを支え、人と地域の結び付きと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

1) 交通ネットワークの確立を目指します

- 後志圏や道央圏の陸上・海上の交通結節点³⁹として、経済活動や地域間交流などの促進のため、国道などの幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線のほか、フェリーや貨物船による広域交通ネットワークの確立を促進します。
- 長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証の上、必要な計画の見直しを行い、日常生活や経済活動を支える交通ネットワークの充実に努めます。
- 駅などの交通結節点の機能強化を図るとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進めます。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅設置に当たっては、中心市街地や観光拠点などのアクセス機能の充実に努めます。

2) 全ての人が安全・安心で快適に移動できる交通環境の実現を目指します

- 歴史的な街並みを楽しめる路づくりに努めます。
- JR 小樽駅周辺などにおける都市計画駐車場⁴⁰等の需要と供給の現況や将来の見通しを勘案し、必要に応じてその配置等の見直しを行うとともに、駐車場情報の提供などに努め、交通の円滑化を図ります。
- 安全で快適な歩行者空間の創出に努めます。
- 騒音、振動、大気汚染や地球温暖化への対応など、地球環境に配慮した交通社会の実現に努めます。
- 都市防災の観点から、避難路などの機能を併せ持つ交通環境の形成に努めます。

³⁹ 交通結節点：異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎ施設（例：鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道など）

⁴⁰ 都市計画駐車場：都市計画法に基づき、都市施設として都市計画決定した駐車場



(2) 交通の整備方針

交通施設は、交通需要や整備効果、土地利用誘導効果などを的確に評価して計画的な整備を進めます。

1) 交通ネットワークの強化

① 広域的な路線等の整備

- 北海道横断自動車道（黒松内～小樽）の早期整備を促進し、後志圏の高規格幹線道路ネットワークの形成を図ります。
- 国道5号は、局所的な危険箇所の解消により安全性の向上を促進するなど、主要幹線道路ネットワークの充実に努めます。
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅へのアクセス道路については、国道393号など必要に応じ、交通機能の向上等に努めます。
- 主要幹線道路交差点の改良などを促進し、交通の円滑化を図ります。
- 道路利用者の安全性や快適性の向上のため、「道の駅」などの休憩施設の整備について検討します。

② 都市の機能を強化する路線等の整備

- 中心市街地を迂回し、塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線は整備を促進し、通過交通による交通混雑の解消や後志圏・札幌圏へのアクセスの充実に図ります。
- 臨港地区の主要な道路である臨港道路小樽港縦貫線の整備を推進し、物流機能の強化を図ります。
- 長期未整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。

③ 海上交通の拡充

- 小樽港は、フェリー拠点都市として航路の利用促進を図るとともに国内外との交易・交流の充実に努めます。

2) 駐車場の整備、利用促進

- JR小樽駅周辺などにおける交通の円滑化と利便性の向上を図るため、必要に応じて駐車場整備計画⁴¹を策定するなど、計画的な駐車場の配置に努めます。
- 駐車場情報の適切な提供により、既存駐車場の有効利用に努めます。
- 補助制度や融資制度の活用をPRすることにより、駐車場建設の促進に努めます。

⁴¹ 駐車場整備計画：駐車場法（昭和32年法律第106号）の規定により、駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合において、その地区における駐車場（路上・路外）の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案し、整備について定めることができる計画



3) 公共交通の充実

① 広域交通体系の確立

- 北海道新幹線は、北海道と本州との所要時間の短縮や交流の促進による経済波及効果が見込まれるため、早期実現に向けた取組を進めるとともに、新小樽（仮称）駅の駅前広場の整備を促進します。
- JR 小樽駅の駅前広場は、交通結節点として求められる機能・施設について検討し、整備を図ります。
- 広域路線バスと鉄道との連携を促進し、利便性の向上を図ります。
- 北海道新幹線開業後の並行在来線については、沿線自治体などと連携を図りながら在り方の検討を進め、地域公共交通の確保に努めます。

② 都市内交通環境の充実

- 将来にわたり、安定的かつ持続可能な公共交通の維持・確保に向け、関係機関と連携を図りながら地域公共交通網の構築を進めます。
- 北海道新幹線を利用して小樽を訪れる観光客などが、中心市街地や観光拠点などへ円滑に移動できるようアクセス機能の充実に努めます。

4) 歩行者交通環境の充実

- 旧国鉄手宮線など観光拠点間を結ぶ歩行者空間は、市民や観光客が本市特有の歴史的街並みを楽しみながら回遊できる散策ネットワークとして、適切な維持・管理に努めるとともに、その活用を図ります。
- 歩道整備の際には、誘導ブロックの設置などのバリアフリー⁴²化により、全ての人々が安心して歩くことのできる空間の確保に努めます。
- 主要幹線道路の歩道の無電柱化などを促進し、安全で快適な歩行者空間の創出や良好な景観の形成に努めます。



⁴² バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去する意味

3 緑の方針

市民生活に潤いと豊かさを与える「緑」は、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割を持っています。

今後も、緑の保全と創出、緑化の推進など、都市と自然環境との良好な共生関係を目指し取り組みます。

(1) 公園・緑地等の方針

1) 基本的考え方

地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

① 緑のネットワークの保全

公園・緑地等の緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。

また、河川は都市に潤いを与えるだけでなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。

このため、適切な維持・管理に努め、これまで形成してきたこれらの緑のネットワークを守っていきます。

② 市民との協働による緑化活動の推進

豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。

今後とも、市民が学び、触れ合うことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

2) 公園・緑地等の整備方針

① 身近に触れ合える公園・緑地等の維持・整備

■ 公園・緑地等は、適切な維持・管理に努めるとともに、子どもから高齢者まで、全ての人が安全で安心して利用できる公園・緑地等の整備を進めます。また、地域ごとに求められる機能を把握し、市民に親しまれる施設の再整備を進めるとともに、緑の少ない地区については、緑化重点地区⁴³の指定を検討します。

■ 長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な計画の見直しについて検討します。

② 街路樹の保全

まちに潤いを与える道路景観を維持するため、街路樹の適切な保全に努めます。

③ 防災機能を有する公園・緑地等の整備

市民生活の安全を確保するため、公園・緑地等を災害時の避難場所として活用することや防災機能を有する公園の整備を検討します。

⁴³ 緑化重点地区：都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づき、市町村が策定する緑の基本計画に定める緑化の推進を重点的に図るべき地区



④ 水辺を生かした潤いある空間の創出

勝納川、朝里川、星置川、蘭島川などの比較的大きな河川は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑の骨格軸の一つです。これらの河川は、地域の特性に応じ、河川管理者と調整を図り、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

3) 市民と一体となった緑づくり

① パートナーシップの強化と緑化活動への支援

緑に親しむイベント等により緑化への関心を高め、市民とのパートナーシップの強化に努めます。
また、北海道のフラワーマスター認定登録制度⁴⁴を活用するなど、市民による緑づくりを支援します。

② 緑化推進拠点の活用

緑や園芸に関する相談や情報提供など緑化推進の拠点として手宮緑化植物園内の緑の相談所を活用します。

また、長橋なえぼ公園は、自然を生かした体験学習の場として、施設の活用を図ります。

③ ボランティア活動への参加促進

緑化への関心を高めるため、花の苗の育成や植栽など、公園づくり等に関わるボランティア活動への参加を促進します。

(2) 自然環境の方針

1) 基本的考え方

海岸線や市街地背後に広がる山々は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果を持ち、本市の大きな特色の一つです。

また、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。

2) 豊かな自然環境の保全

市街地背後の山々は、一部が保安林となっており、北海道自然環境等保全条例⁴⁵に基づく環境緑地保護地区や自然景観保護地区のほか、北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域にも指定されています。

この「山々の緑」と市街地の前面に開けた「海岸線」、それらをつなぐ「河川」は、良好な都市環境を維持していく上で重要な緑地であるため、「緑の骨格軸」と位置付け、保全します。

また、市街地に点在する樹林は重要な緑地として、良好な環境を保全します。

3) 自然を学べる環境の充実

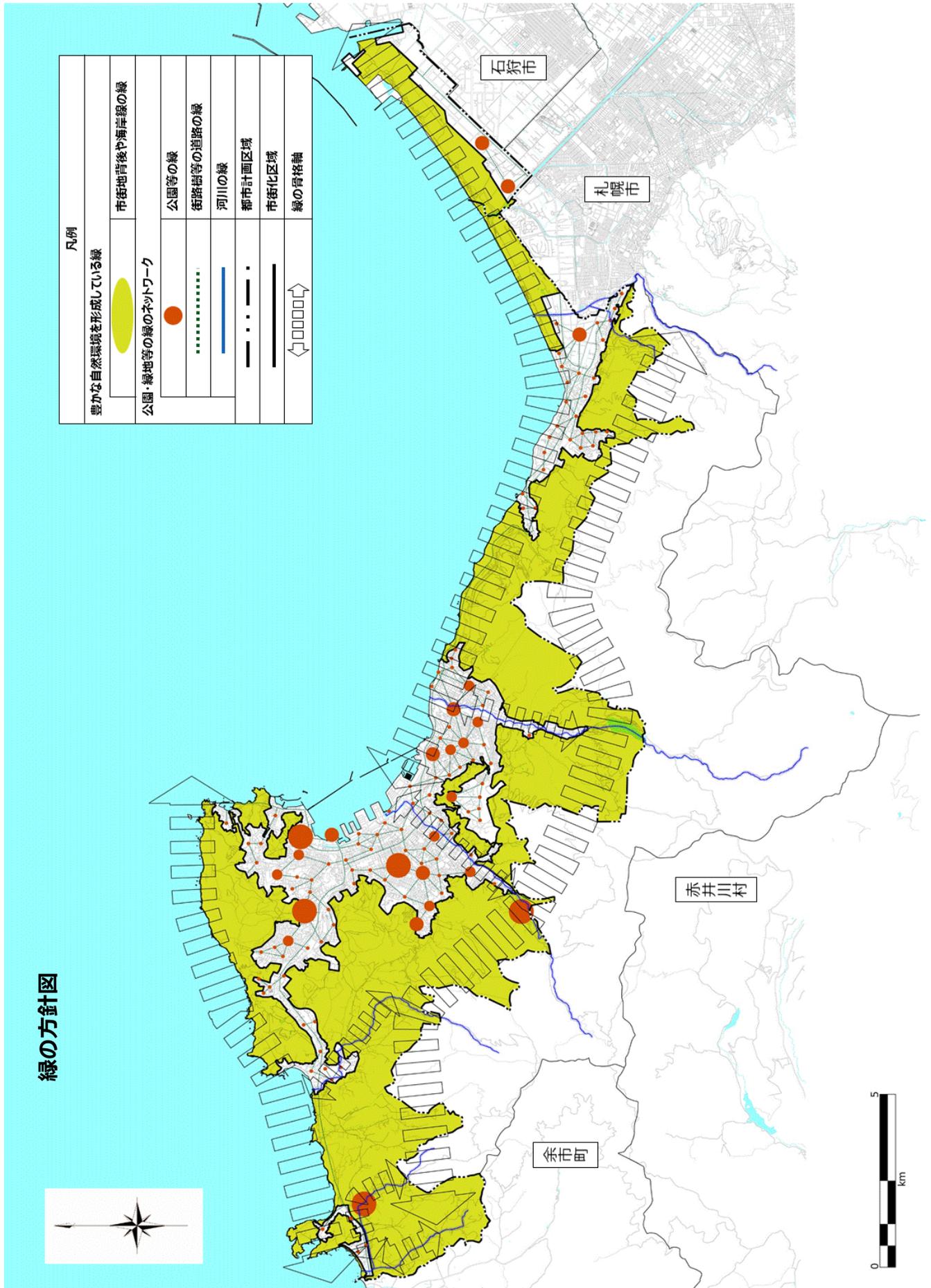
市民に、自然の大切さや自然と人との関わり、生態の重要性を理解してもらうため、市民ボランティアの協力を得ながら、自然観察や体験学習の中で学べる環境の充実に努めます。

⁴⁴ フラワーマスター認定登録制度：花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識、技術を持ち、花のまちづくりボランティアリーダーとして積極的に指導、助言できる方をフラワーマスターとして北海道が認定する制度

⁴⁵ 北海道自然環境等保全条例：自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、国土の無秩序な開発を防止することなどを目的として北海道において制定された条例（昭和48年北海道条例第64号）



図 3-3 緑の方針図





4 生活環境の方針

安全で快適な生活環境を形成するためには、都市施設の充実や住環境の向上に努めるほか、降雪、高齢社会など本市の特性を考慮したまちづくりが必要です。

(1) 住宅・住環境の方針

1) 基本的考え方

人口減少や少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、子どもを産み・育てやすく、全ての人が安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。

また、空き家対策を総合的かつ計画的に進めるほか、低・未利用地の積極的な活用の誘導に努めます。

公共施設は、機能や配置の見直しにより必要な再編や更新を進め、跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。

2) 快適に暮らせる住宅・住環境の向上

① 良好な住環境の形成

住宅地は、自然や街並みと調和した良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度などを有効に活用します。

また、既成市街地の老朽家屋などが多く点在している地域では、支援制度の活用を促すなど、建て替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環境の維持に努めます。

② 良質な公営住宅の供給

「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持・管理により、延命化を図ります。

また、建て替えの際には、ユニバーサルデザイン⁴⁶の導入により、全ての人が住みやすい住宅・住環境の形成に努めるとともに、コミュニティ形成のため、住民が集える場所の整備を検討します。

③ 良質な民間住宅の普及

老朽住宅の改善や高齢化に対応した住宅、災害に強い住宅などの普及を図ります。

3) 子育て世帯の定住促進

子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境を確保するため、公営住宅の建て替えの際に子育て世帯向け住宅を利便性の高い地域において確保するなど、子育て世帯の定住を促進します。

⁴⁶ ユニバーサルデザイン：あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方



4) 高齢者や障がい者の住まいの確保

①公営住宅の確保

公営住宅の建て替えの際には、ユニバーサルデザインの導入により、高齢者や障がい者が住みやすい住宅を確保します。

②賃貸住宅への支援

利便性の高い地域において、民間による高齢者世帯向け賃貸住宅の供給を促進するための支援など住宅施策を推進し、高齢者が安心して快適に住むことができる住宅供給を誘導します。

③住宅改造への支援

住宅のバリアフリー改造工事などに対する支援制度の活用を促進します。
また、福祉施策と連携を図るとともに、助言や情報提供などの支援に努めます。

5) 雪や寒さに強い住環境づくり

①雪に強い道路・交通の確保

冬の暮らしを安全・快適なものとするため、恒久的な雪堆積場の確保に努めるとともに、効率的で持続可能な雪対策の調査・研究を進めます。

また、歩道の除排雪を推進し、安全な歩行者空間を確保します。

②雪や寒さに強い住まいづくり

住宅の断熱改修工事など省エネ改修や歩道のロードヒーティングの助成などの支援に努めます。

③コミュニティ活動の促進

冬期におけるイベントの開催や除雪ボランティアなど、コミュニティ活動の促進に努めます。





(2) 人にやさしい空間の方針

1) 基本的考え方

市民一人一人が、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指します。

このため「北海道福祉のまちづくり条例⁴⁷」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。

2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化

市有建築物や道路、公園などは、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用しやすさと安全性を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めます。

3) 公共交通施設等のバリアフリー化

公共交通施設や高齢者、障がい者等が生活上利用する施設が所在する地区では地区内の施設や経路の移動円滑化を図るバリアフリー基本構想の策定について検討します。



JR 銭函駅のスロープ

⁴⁷ 北海道福祉のまちづくり条例：障害のある方やお年寄りをはじめ行動上の制限を受ける人々が、建物、道路、公園などの公共的施設や鉄道、バスなどの公共交通機関を円滑に利用できるよう、北海道において制定された条例（平成9年北海道条例第65号）



(3) その他の都市施設の方針

1) 基本的考え方

海や河川などの水環境の保全やごみの減量化・再資源化などが近年大きな社会問題となっています。このことから、下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の適切な維持・管理に努め、快適な生活環境の確保を目指します。

2) 下水道施設

①海や河川などの公共用水域⁴⁸の水質保全

処理可能区域内における未水洗世帯の下水道への接続及び、処理可能区域外における合併処理浄化槽の設置促進について周知・啓発を行います。

また、放流水質の適切な管理と事業場に対する排水の水質検査及び立入指導を継続し、啓発・指導の強化を図り、排水基準を超える汚水を下水道に排出させないよう努めます。

②施設の延命化と改築・更新

持続可能な機能確保とライフサイクルコストの低減のため、重要度や優先度を明確にし、効率的かつ効果的な延命化や改築・更新を図ります。

③災害への対応

地震や津波などの災害に対応するため、下水道施設耐震化計画を策定し、計画的に事業を推進するほか、業務継続計画（BCP）⁴⁹の充実に努めます。

道路整備事業などに合わせた計画的な雨水渠^{きょう}の整備を図り、降雨による水害や浸水の防止に努めます。

④空間の多目的利用と周辺環境との調和

公園として活用が図られている施設空間は、今後とも適切な維持・管理により、周辺環境との調和に努めます。

3) ごみ処理施設

①ごみ処理施設の維持・管理

北しりべし廃棄物処理広域連合が管理運営する施設については、適切な維持・管理による延命化を促進します。

また、事業系廃棄物⁵⁰は事業者自ら処理する責任があることから、排出の抑制を促し、処理施設により適正処理がなされるよう努めます。

②ごみ減量化などの推進

循環型社会形成に向け、市民や事業者と連携しながら、ごみの減量化や資源物の再利用のほか、ごみの適正処理などの推進に努めます。

4) その他の都市施設

公設の市場や火葬場、ごみ焼却場などは、公共施設等総合管理計画が示す方針に基づき、利用実態に基づいた施設管理を行います。

⁴⁸ 公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共のように供される水域

⁴⁹ 業務継続計画（BCP）：自然災害等の緊急事態が発生した場合に、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したもの

⁵⁰ 事業系廃棄物：事業活動に伴って生ずる廃棄物（一般廃棄物：事業所等からの紙くずなど、産業廃棄物：汚泥、廃油、廃プラスチック類など）



5 都市景観の方針

(1) 基本的考え方

本市では、平成 21 年に「小樽市景観計画⁵¹」を定めており、その中の「基本目標」と「基本方針」に基づき、都市景観の形成を総合的に誘導しています。

近年、国内外から多数の来訪者があり、まちの魅力度も高く評価されています。

今後も、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等良好な都市景観を保全、育成、創出するまちづくりを市民と協働で進めます。

1) 基本目標

- 自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和が取れたまちづくりを進めます。
- 歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。
- 小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。

2) 基本方針

市域全域における良好な景観の形成に関する方針

- 小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造
- 景観形成の核となるシンボル空間の創造
- 地区の特性を生かした個性的で調和の取れた街並み景観の創造
- 四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造

小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針

- 歴史的建造物周辺などの景観拠点の保全や新たな拠点の創出に努めるとともに、これらを結び付けることにより、小樽らしい歴史景観区域の形成に努めます。
- 景観拠点から市街地に延びる主要な道路沿いの景観（沿道景観）や主要な交差点などで見られる景観（街角景観）など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。
- 小樽歴史景観区域の景観効果を周辺地区へ波及させ、各地区の特性に応じた都市景観の形成に努めます。

(2) 都市景観形成の方針

1) 自然景観等の保全

本市は海岸線や、市街地に迫る山々の緑は都市景観上重要な役割を果たしています。これらの自然環境を大切に守り、良好な自然景観を保全します。

2) 歴史景観の形成

小樽歴史景観区域では、小樽市景観計画に基づき良好な景観を誘導するとともに、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる景観の形成を進めます。

⁵¹ 小樽市景観計画：市民、事業者及び行政が一体となり、潤いと活力あるまちづくりを進め、好ましい景観を後世に残すため、景観形成の基本的な方向性を定めた計画

3) 歴史的建造物の保全と活用

本市特有の景観資源である歴史的建造物については、所有者や使用者の理解・協力の下、生活環境や経済活動に配慮しながら必要な技術的、経済的支援を行い保全に努めます。

魅力的な都市景観の形成に必要な歴史的建造物の積極的な活用を促進する支援策などについて検討します。

4) 市民協働による景観づくり

都市景観賞や歴史的建造物巡りなどの実施により、景観づくりに対する市民意識の啓発に努め、景観まちづくり協議会の認定等による市民の自主的な景観形成活動を促進します。





6 都市防災の方針

(1) 基本的考え方

東日本大震災、北海道胆振東部地震のほか、台風による大雨や河川氾濫、土砂災害など、大規模な自然災害が全国で発生しており、市民の災害に対する関心・意識が高まっています。

このため、都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、水道・電気等のライフラインの確保、河川の改修など防災機能の強化を図り、市民が安全で安心して将来にわたり住み続けられるまちづくりを目指します。

(2) 都市防災の方針

1) 住宅・住環境の防災性向上

建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、狭あい道路の改善や空地の確保に努め、防災性の向上を図ります。

また、空き家については、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供のほか、管理不全な空き家の解消に努めます。

2) 防災拠点の防災性の向上

災害発生時に避難所や防災拠点となる市有建築物は、機能確保のため、建て替え、耐震補強など、計画的に耐震化を図り防災性の向上に努めます。

3) 防災拠点機能の強化

災害時の拠点となる応急対策施設の機能の充実を図るとともに、避難場所として民間宿泊施設等との連携に努めます。

また、規模の大きい公園などは、緊急避難場所やヘリポートとして活用します。

4) 避難経路や救援動線の確保

避難経路の確保のため、災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持・管理に努めます。また、緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化・不燃化を促進します。

5) 河川施設の整備

台風などによる大雨や融雪時における水害等に備えるため、周辺の特性に応じ、河川環境の保全に配慮しながら、護岸や河床の整備に努めます。

6) 土砂災害防止施設の整備

土砂災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止施設や砂防施設の整備を促進します。

また、宅地造成に関する工事等について災害を防止するため、宅地造成等規制法⁵²などの法令に基づき指導を行います。

7) ライフライン施設の安全対策

電気、ガス、上水道、電話など市民生活を支える施設は、災害時における機能の確保や耐震化を促進します。

8) 港湾の防災機能の強化

防災機能の強化のため、防波堤や岸壁などの港湾施設の耐震化や機能強化に努めます。

⁵² 宅地造成等規制法：宅地造成に伴う災害防止を図るため工事規制等について定めている法律（昭和36年法律第191号）